

改元に伴う信用取引口座設定約諾書等の一部改正について

2019年4月26日
株式会社東京証券取引所

I. 趣旨

当社は、信用取引口座設定約諾書等の一部改正を行い、本年5月1日から施行します(詳細については、規則改正新旧対照表を御覧ください。)

今回の改正は、「元号を改める政令」(政令第百四十三号)の施行に伴い、所要の対応を行うものです。

II. 改正概要

「平成」表記を削除いたします。

(備考)

- 発行日決済取引の委託についての約諾書、信用取引口座設定約諾書、取引参加者契約書(内国法人用)、取引参加者契約書(取引所許可業者以外の外国法人用)、取引参加者契約書(リモート取引参加者用)、有価証券上場規程施行規則

III. 施行日

2019年5月1日から施行します。

以上